

届出対象行為	規模			
	一般景観区域内		特定景観区域内	
(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル）ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。		高さ13メートル又は延べ面積10平方メートルただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。	
(2)(1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1		当該立面の鉛直投影面積が10平方メートル	
(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫刻、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備 ス 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線その他これらに類するもの（その支持物を含む。） セ 自動販売機	アに掲げる工作物 高さ5m	アに掲げる工作物 高さ1.5m		
	イからエに掲げる工作物	高さ15m （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15m）	イに掲げる工作物	高さ5m
	オに掲げる工作物	高さ13m （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m）	ウからシに掲げる工作物	高さ5m （建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが5m）又は築造面積10㎡
	カからサまでに掲げる工作物	高さ13m又は築造面積2,000㎡	スに掲げる工作物	高さ10m
	シに掲げる工作物	高さ5m又は築造面積2,000㎡	セに掲げる工作物	高さ1m
	ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10㎡以下のものを除く		ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10㎡以下のものを除く	
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1		当該立面の鉛直投影面積が10平方メートル	
(5) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずるのり面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあっては10,000平方メートル、のり面、擁壁の高さにあっては5メートル		次のいずれかに該当するもの (1) のり面、擁壁の高さにあっては1.5メートル (2) 面積300平方メートル	
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、当該行為に伴い生ずるのり面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの			次のいずれかに該当するもの (1) のり面、擁壁の高さにあっては1.5メートル (2) 面積300平方メートル	
(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の堆積で、右欄に掲げる規模を超えるもの			堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 高さ1.5メートル (2) 面積50平方メートル	
(8) 樹木等の伐採で、右欄に掲げる規模を超えるもの			次のいずれかに該当するもの (1) 樹木等の高さ5メートル (2) 伐採面積50平方メートル	

洞爺湖町景観計画における一般景観区域と重点景観区域の違い（抜粋）

		規模		
届出対象行為		一般景観区域内	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
建築物	新築または移転	高さ13メートル又は2,000平方メートルを超えるもの	高さ10メートル又は10㎡を超えるもの	高さ10メートル又は2,000㎡を超えるもの ※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合には対象外
	増築または改築	2,000平方メートルを超えるもの※増改築前の規模が既に対象規模を超えている、舞う改築する床面積の合計が10㎡以下の場合には対象外		
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	延べ床面積10㎡を超えるもの又は外観(屋根を除く外壁に相当する部分)の面積合計の1/2に相当する面積を超えるもの	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの
新設または移転	さく、塀、擁壁等	高さ5mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが15mを超えるもの	高さ5mを超えるもの	高さ10mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが10mを超えるもの
	風力発電設備			
	煙突等			
	電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路(支持物を含む。)		高さ10mを超えるもの	
	物見塔等	高さ13mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが13mを超えるもの	高さ5mを超えるもの ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ	高さ10mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが10mを超えるもの
	彫刻、記念碑等			
	観覧車、コースター等			
	立体的施設(駐車場等)	高さ13m、又は面積2,000㎡を超えるもの	高さ5mまたは延べ床面積10㎡を超えるもの	高さ13m、又は面積2,000㎡を超えるもの
	製造施設(プラント等)			
貯蔵・処理施設				
汚物処理施設、ごみ焼却施設など				
太陽電池発電設備	高さ5m、又は面積2,000㎡を超えるもの	事業敷地300㎡を超えるもの	高さ5m、又は面積2,000㎡を超えるもの	
増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行う事で上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10㎡以下の場合には対象外	新設または移転と同様	新設または移転と同様	
修繕・模様替え	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	上記「新設、移転、増築、改築」に関する規模で、外観に係る面積の合計の1/2に相当する面積を超える工作物	新設または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域面積10,000㎡、又は法面、擁壁の高さ5mを超えるもの	開発区域面積300㎡、又は法面、擁壁の高さ1.5mを超えるもの	開発区域面積10,000㎡、又は法面、擁壁の高さ5mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積		堆積期間90日を超えるものかつ、法面、擁壁高さ1.5m又は延べ面積50㎡を超えるもの		
木竹の伐採		延べ面積50㎡を超える樹林地・並木等の皆伐		

千歳市景観計画における一般景観区域と景観重点区域の違い（抜粋）

届出対象行為	規模	
	一般景観区域内	景観重点区域
(1) 建築物 新築又は移転	高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル）	延べ床面積10平方メートル
(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模以下のとき、増築後又は改築後の建築物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模を超えるとき、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル	延べ床面積10平方メートル
(3) 外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	当該建築物の全ての立面において、修繕等の部分の鉛直投影面積が当該立面の鉛直投影面積の2分の1	面積10平方メートル
(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備	アに掲げる工作物 高さ5m イからエまでに掲げる工作物 高さ15m(建築物と一体となって設置される工作物にあっては当該工作物の高さ5mかつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15m オに掲げる工作物 高さ13m(建築物と一体となって設置される工作物にあっては当該工作物の高さ5mかつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m カからサまでに掲げる工作物 高さ13m又は築造面積2000平方メートル シに掲げる工作物 高さ5m又は築造面積2000平方メートル	アに掲げる工作物 高さ1.5m イからオまでに掲げる工作物 高さ5m カからサまでに掲げる工作物 高さ5m、築造面積10平方メートル シに掲げる工作物 事業の敷地面積300平方メートル

函館市景観計画における一般景観区域と縄文遺跡群都市景観形成地域での届出対象規模の違い（抜粋）

種別	一般景観区域内			西部地区都市景観形成地域		縄文遺跡群都市景観形成地域		
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	種別	届出対象行為	届出対象規模		
建築物	高さ	10mを超えるもの	13mを超えるもの		新築、増築、改築、移転	高さ10メートル又は10㎡を超えるもの	高さ10メートル又は床面積10㎡を超えるもの	
	床面積	500㎡を超えるもの	1,500㎡を超えるもの	建築物 建築設備	外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	その行為に係る外観の部分の面積の1/2を超えるもの	その行為に係る外観の部分の面積の1/2を超えるもの	
工作物	高さ	10mを超えるもの	13mを超えるもの		除却	床面積の合計が10㎡を超えるもの	床面積の合計が10㎡を超えるもの	
		※建物と一体となって設置された工作物は、その高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が10mを超えるもの	※建物と一体となって設置された工作物は、その高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が13mを超えるもの		塀、門	・新築、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ・除却	高さ1.5mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの
		※電線、電信線およびその支持物にあっては、13mを超えるもの	※電線、電信線およびその支持物にあっては、13mを超えるもの		擁壁、護岸等		高さ1.5mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの
					垣、柵等		高さ1.5mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの
					日よけ			
					高架水槽 冷却塔		高さ8mを超えるもの	高さ8mを超えるもの
					煙突 排気塔等		高さ6mを超えるもの	高さ6mを超えるもの
					アンテナ 塔、物見塔、 電波塔		高さ1.5mを超えるもの 高さ4mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの 高さ4mを超えるもの
					彫刻 記念碑等		高さが4mを超えるもの 高さが1m又は幅が1mまたは水平投影面積が0.5㎡を超えるもの	高さが4mを超えるもの
					立体駐車場 アスファルト プラント、 コンクリート プラント、 クラッシャー プラント	・新築、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ・除却	高さ1.5mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの
				石油、ガス、 穀類、飼料等 の貯蔵施設				
				メリーゴー ランド、観覧 車、飛行塔、 コースター、 ウォーター シュート等				
				電気供給電 線路、有線 電機通信線 路、空中線 系		高さが13mを超えるもの	高さが13mを超えるもの	
				鉄筋コンク リート造の 柱、鉄柱、 木材等		全て	高さが4mを超えるもの	
				街路灯、照明灯等			全て	
				自動販売機 風力発電設備、 太陽光発電設備 等				
				開発行為		面積が10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切り土、盛土を伴うもの	面積が10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切り土、盛土を伴うもの	
				木竹の伐採		森林病害虫墓序以外の木地区の伐採、受講が10m以上または地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの	森林病害虫墓序以外の木地区の伐採、受講が10m以上または地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの	
				土石類の採取		採取後の地形の変更面積が10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切り土、盛土を伴うもの	採取後の地形の変更面積が10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切り土、盛土を伴うもの	
				水面の埋め立て		面積が10㎡を超えるもの	面積が10㎡を超えるもの	
				物件の堆積			堆積する期間が90日を超え、面積が50㎡を超えるものまたは高さが1.5mを超えるもの	